

四季彩推進事業・龍神の里プロモーション企画策定業務 に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名称

龍神の里プロモーション企画策定業務

(2) 実施目的

約3年間にわたり国内外にかつてないほどの大きな影響を及ぼした新型コロナウイルスも本年度5月より感染症法上の位置付けが5類感染症へと移行され、国内の人流増加による地域経済の活性化や観光需要の回復が期待される場所である。

このような状況下において、自然と伝統が佇む室生地区において一体感のある誘客プロモーションを実施することで、宇陀市並びに室生地区の認知度向上や観光誘客の拡大、地域経済の回復を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

豊かな自然やパワースポットとして人気の龍穴神社、室生寺、山上公園、龍王が淵を中心とした地域をより魅力的なスポットとして周知するための施策を立案し、令和6年の辰（龍）年、令和7年の日本国際博覧会（大阪・関西万博）に向けたインバウンドを見据えたプロモーション企画を立案し実施する。

- ・主たる対象者は20代から40代のファミリー層、特に女性観光客とする
- ・対象エリアは愛知、大阪、京都など宇陀市より1時間～1時間半圏内の在住者とする
- ・辰（龍）年に因んだ企画とすること
- ・一過性の企画ではなく持続可能かつ事業者が自立できる体制を図ること
- ・持続可能な発展を目指し事業者の育成機会を設けること

① 企画内容

ア 室生寺ライトアップのプロモーション企画

- ・来場者増加に向けた広報戦略の企画提案、実践
- ・来場者に龍神の里の周遊を促すための企画提案、実践

イ 辰（龍）年に向けた地域プロモーション戦略策定

- ・室生地区の魅力発信、認知度向上に向けた年間戦略の企画提案、実践
- ・地域事業者へ情報発信やプロモーション等の助言
- ・地域事業者の活性化に向けた企画提案

② ①の業務を遂行するに当たって必要な取材、静止画又は動画等の素材収集又は撮影等については、本市及び関係団体等と相談しながら実施することとする。

③ 業務報告書において、事業実施後の本市の観光振興の方向性に向けた考察を示すこと。

その内容は、可能な範囲で、分析（内部・外部環境分析等）や戦略の方向性（セグ

メンテーション・ターゲティング・ポジショニング等)、施策の方向性の提示等により図示し分かりやすくまとめること。

本業務の企画・実施にあたっては、本市及び関係団体等と十分に協議しながら実施すること。また、進捗状況等を逐次報告すること。なお、大規模な環境の変化が生じた場合等、事業実施中においても見直しを図る可能性があるが、その際は柔軟に対応すること。

※詳細は「四季彩推進事業・龍神の里プロモーション企画策定業務仕様書」を参照のこと。

(4) 業務期間

契約締結日～令和6年2月29日

2 業務に要する費用（予定価格）

2,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、参考見積書の金額が、業務に関する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

(1) プロポーザルに参加できる者（提案者）は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ② 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ③ 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- ⑤ 公示日から候補者となる提案者の特定の日まで、宇陀市の業務委託及び物品調達等に係る入札参加停止を受けていないこと。
- ⑥ 次のアからオまでのいずれかに該当しないこと。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用してしていると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- ⑦ 過去5年間に、周遊コンテンツ造成、観光に係るプロモーションの実施、市民や地域事業者の意欲醸成を意図した観光に係るセミナー・ワークショップの開催等に係る受注実績があること。

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和5年8月2日（水）正午まで（必着）
- (2) 提出方法 別添の質問書（様式1）により、電子メールで提出すること。
（電子メールアドレス） s-kankou@city.uda.lg.jp
※これ以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。
- (3) 回答日 令和5年8月4日（金）17時
- (4) 回答方法 宇陀市ホームページに掲載

5 参加表明書等の提出

- (1) 提出期限 令和5年8月9日（水）17時まで
- (2) 提出方法 別添の参加表明書（様式7）により、電子メールで提出すること。
（電子メールアドレス） s-kankou@city.uda.lg.jp

6 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類・必要部数
 - ① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式2）原本1部
 - ② 業務実施体制各種調書及び企画提案書等
ア～カは原本1部・副本5部、キ～コは原本1部。なお、本市の令和5年度物品・委託業務業者登録一覧表に記載のある者については、ク～コを省略することができる。
ア 会社概要（様式3）
イ 業務実績調書（様式4）
業務実績調書に記載した事業の様子がわかる資料（紙媒体、データ媒体問わず）を各1部提出すること。ただし、事業の様子がわかるホームページが

あれば、その URL を記載することで提出があったとみなす。

ウ 実施体制表（様式任意）

本業務の実施体制図（社内外のバックアップ体制も含む）

エ 担当者名簿、担当者の経歴及び実績等調書（様式5）

本業務の担当者（統括責任者、企画責任者、運営・進行管理責任者、会場設営責任者、広報責任者など）のプロフィール及び各担当者のこれまでの業務経歴を記載すること。

オ 企画提案書（様式任意）

別紙「企画提案書等作成要領」に基づき作成すること。

カ 参考見積書（様式任意）

事業の実施に係る概算費用を内訳が分かるように項目ごとに記載すること。

キ 印鑑証明書【原本】

ク 登記簿謄本又は登記事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）【提案時点で発行から3か月以内のもの：写し可】

ケ 国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した書類（様式は任意）【提案時点で発行から3か月以内のもの：写し可】

コ 誓約書、役員等一覧表（様式6）

(2) 提出期限等

- ① 提出期限 令和5年8月24日（木）16時まで（必着）
- ② 提出場所 宇陀市役所 農林商工部 観光課
- ③ 提出方法 持参又は郵送によること。

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

7 審査方法

(1) 提出書類及びヒアリング等による審査

提出書類審査及び提出した企画提案書を用いてプレゼンテーションによるヒアリング等を実施して評価し、最も優れている提案を特定する。

実施日：令和5年8月29日（火）（予定）

(2) 審査結果の通知

審査結果を郵送により通知する。

8 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

- (1) 信頼性・実施能力（業務実績） 15点／100点
- (2) 参考見積書 5点／100点

(3) 企画提案書・ヒアリング 80点／100点

9 日程

公示 7月27日(木)

質問受付終了 8月2日(水) 正午まで

質問回答 8月4日(金) 17時15分までにHPに記載

企画提案書等受付終了 8月24日(木) 16時まで

選定審査(予定) 8月29日(火)

選定結果通知(予定) 8月下旬

契約締結(予定) 9月初旬

業務開始(予定) 9月初旬

10 失格事項

提出書類または提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提案書の提出期限、提出場所、提出方法に適合しない場合
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) 審査に出席しなかった場合
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、2 業務に要する費用(予定価格)を超過したもの

11 契約

受託候補者となる提案者の特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

12 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、提案者の特定以外には提案者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (5) 担当者等、提出した実施体制の内容は、原則として変更できない。
なお、やむを得ない理由により変更する場合には、宇陀市と協議のうえ決定するものとする。
- (6) 宇陀市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。

13 担当部署（提出・問合せ先）

宇陀市 農林商工部 観光課 担当：辰己、中尾

宇陀市榛原下井足 1 7 - 3 TEL：0745-82-2457（内線）2131・2132

E-mail：s-kankou@city.uda.lg.jp